

# 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画

～「子どもたちの笑顔」のあふれるまち かわさき～



平成 26 年 2 月 川崎市



## はじめに



子どもの虐待は、心身の成長のみならず人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、身体だけでなく、心にも大きく深い傷を残し、時には子どもを死に至らしめるという重大な事件に発展することもあります。

また、虐待を受けた子どもが親になり自分もまた虐待を繰り返すという「世代間連鎖」を引き起こすこともあり、将来にわたって世代への影響も懸念されることから、社会全体で取り組まなければならない大変重要な問題です。

本市では、平成 22 年度以降児童相談所における児童虐待の相談・通告件数が 1,000 件を超えるという状況にあり、また、平成 24 年 10 月には子どもを虐待から守る施策の推進と子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。

このような状況の中、平成 25 年 3 月には児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実し、児童虐待のないまちづくりを推進するための方向性を示した「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定しました。

この度の事業推進計画は、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」に基づく児童虐待対策をはじめとする児童家庭支援施策を具体化するためのものであり、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の取組等を取りまとめたものです。

今後、この事業推進計画に基づき、国の動向や本市の児童虐待の発生状況等子どもを取り巻く社会環境の変化に対応しながら、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会、～「子どもたちの笑顔」のあふれるまち かわさき～を目指した取組を推進していきます。

平成 26 年 2 月  
川崎市長 福田 紀彦

# 目次

## 第1章 計画策定に当たって

---

- 1 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 児童虐待を取り巻く状況

---

- 児童虐待を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 基本的な考え方及び方針

- 1 子ども・子育てを支援する地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応 3
- 3 専門的支援の充実と人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第4章 事業推進計画

---

- 1 地域での子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 虐待の発生予防策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 早期発見・早期対応の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 専門的支援の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 社会的養護の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 地域連携・広域連携等の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 7 人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

## 第5章 計画の推進に向けて

---

- 1 計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

## 資料編

---

1	計画策定の経過	29
2	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画の策定及び検討体制	30
3	地域の子育て家庭のリスク状況（イメージ）と各専門部会での検討事項	31
4	川崎市子どもを虐待から守る条例	32
5	子育て支援・児童虐待対策推進委員会設置要綱	35
6	子育て支援・児童虐待対策推進委員会開催状況	38
7	各専門部会検討状況まとめ	39

# 第1章 計画策定に当たって

---

## 1 計画策定の背景・趣旨

近年、核家族化の進行や地域でのかかわりの希薄化などにより子育て家庭の孤立化が進み、親の子育てに対する不安感や負担感が増大しています。また、全国的にも児童虐待の相談通告件数も増加し、子どもが虐待により死亡する事件も多発しています。

虐待は、子どもの身体のみならず、心にも大きくそして深い傷を残し健やかな成長に深刻な影響を与えるとともに、虐待を受けた子どもが親になり自分もまた虐待を繰り返すという世代間で虐待の連鎖を引き起こすこともあり、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが考えられます。

本市でも、児童虐待相談通告件数は年々増え続け、また、過去に児童虐待による死亡事件が3件発生するなど、児童虐待への対応が喫緊の課題となり、子育て支援を含めた全市的な施策の充実が求められています。

そのような状況の中、平成24年10月に児童虐待のないまちづくりを推進することを基本理念とする「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定され、平成25年4月1日に施行されました。さらに、児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実し、条例の基本理念を推進するため、平成25年3月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定しました。

本市では、この基本方針に基づき児童虐待対策をはじめとする児童家庭支援施策を具体化し着実に推進するため、平成25年に庁内検討組織である「子育て支援・児童虐待対策推進委員会」の下に4つの専門部会を設置し、検討課題を抽出し検討を行い、基本方針を踏まえ本事業推進計画を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」は、平成25年3月に策定した「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」に基づく事業推進計画であり、行政機関や関係機関において具体的に施策を推進するため、PDCAサイクルに基づく必要な役割や事業目標、各種事業の実施内容、手段、連携の方策などを示すものです。

## 3 計画の期間

「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」は、平成25年度から平成29年度までの5か年を児童家庭支援・虐待対策施策を推進するための計画期間として策定し、上位の計画等との整合性を図りながら施策目標を策定します。

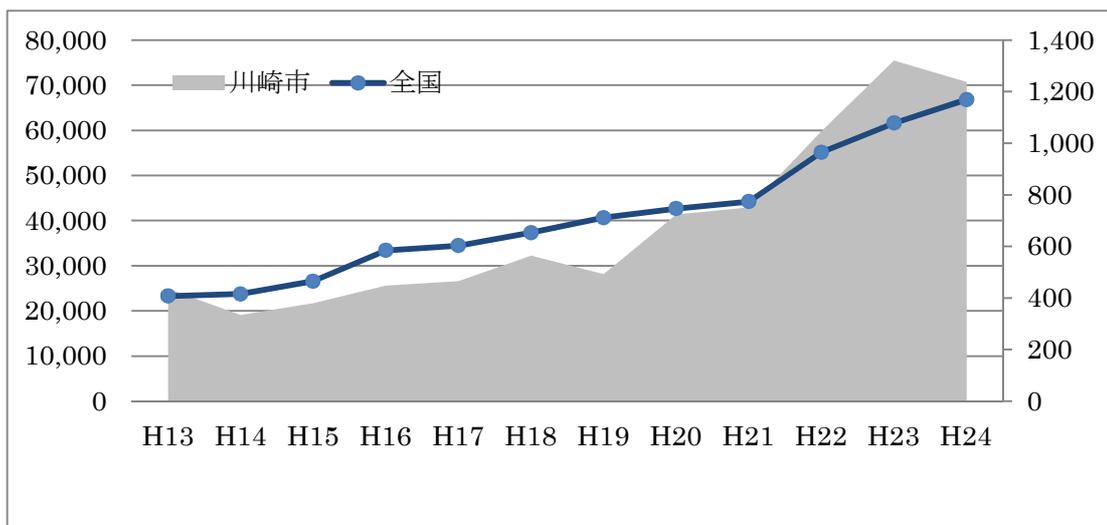
## 第2章 児童虐待を取り巻く状況

### 児童虐待を取り巻く状況

全国的な児童虐待の状況については、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、平成24年度においては66,807件（速報値）で、集計を開始した平成2年度（1990年）から21年連続で増加し続けており、児童虐待防止法施行前の平成11年度（11,631件）に比べ5.1倍に増加しています。

本市の児童虐待の状況については、平成24年度においては1,237件と平成22年度以降1,000件を越える状況となっています。相談・通告の種別を見ると、近年心理的虐待の件数の増加が著しく、平成24年度では全体の5割を超えています。平成16年からの改正児童虐待防止法で子どもの面前での配偶者間暴力（DV）は心理的虐待となったことから、この件数にも配偶者間暴力（DV）の目撃や近隣からの泣き声通告も含まれています。また、主な虐待者を見ると、実母が55.9%と最も多くなっています。子どもと接する時間が多く、子育て中の実母が虐待者になってしまう傾向が強くなり、実母の養育負担の大きさが伺えます。

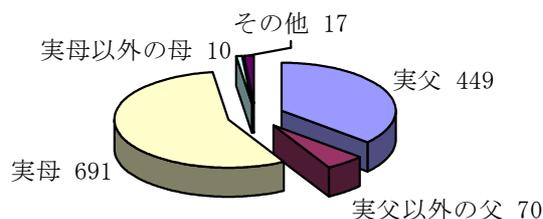
#### ～虐待相談・通告件数の推移～



#### ～本市における主な虐待者（過去3年間）～

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
平成24年度	449	70	691	10	17	1,237
平成23年度	478	80	741	5	16	1,320
平成22年度	359	59	606	10	13	1,047

平成24年度



## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 基本的な考え方及び方針

#### 1 子ども・子育てを支援する地域づくり

地域の子どもが健全に成長していくよう家庭で安心して子育てをしていくために、また、児童虐待の未然防止に向けて、地域と家庭の日常の交流・コミュニケーションの中で、子育て家庭が地域の協力や温かい見守りを受けながら、主体的・自立的に子育てができる環境を整備します。また、育児不安やハイリスクの家庭からのSOSを地域で把握した際に、行政機関に素早くつなげることができる環境の整備を行います。

【方針1】地域での子育て支援の充実

【方針6】地域連携・広域連携等の強化

#### 2 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応

子育て家庭において、子どもの発達状況や保護者の心身の状態、夫婦関係、経済的な状況などの様々な要因により、一般の家庭、育児不安・ハイリスクの家庭、要保護家庭という家庭の置かれる状況は相互に流動的に変化していくものです。そのような中で、子育て家庭に関わる関係者・関係機関が、それぞれの家庭に対して相互に連携を図りながら適切に役割を果たし、子育て家庭における虐待を未然に防止するとともに、要支援者を早期に発見し、必要な支援を迅速かつ適切に対応できる仕組みを構築します。

【方針2】虐待の発生予防策の推進

【方針3】早期発見・早期対応の充実

#### 3 専門的支援の充実と人材育成

虐待事例への支援においては、通告の受理、虐待の発見から支援の終結まで、幅広い専門的な視点が必要です。多職種の専門職がチームとなり協働して、それぞれの専門性を発揮することにより、多様化・複雑化している支援ニーズに対して、的確なアセスメントに基づく一貫性・継続性のある支援を提供します。そのためには、児童家庭支援分野に精通する専門的な人材を育成し、配置する仕組み作りが重要です。児童相談所や区役所保健福祉センター、本庁部門に求められる役割と業務のあり方の構築と併せて、専門職の育成と確保に向けた中・長期的な視野に立った人材育成に取り組みます。

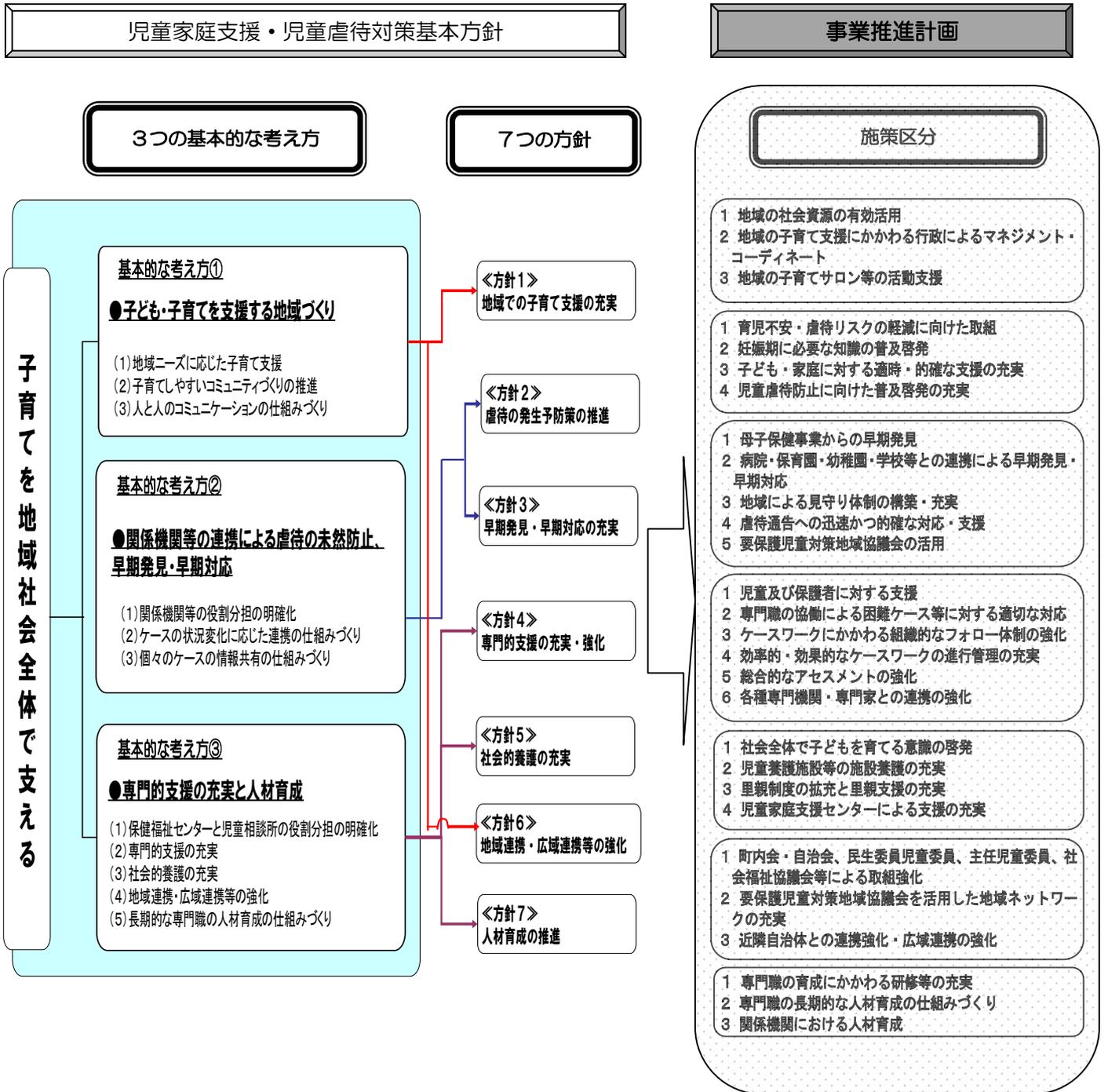
【方針4】専門的支援の充実・強化

【方針5】社会的養護の充実

【方針7】人材育成の推進

～計画の体系図～

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」に基づく事業推進計画



## 第4章 事業推進計画

事業推進計画においては、平成25年度から平成29年度までの施策目標を設定し、本市の児童家庭支援・児童虐待対策施策を推進していきます。

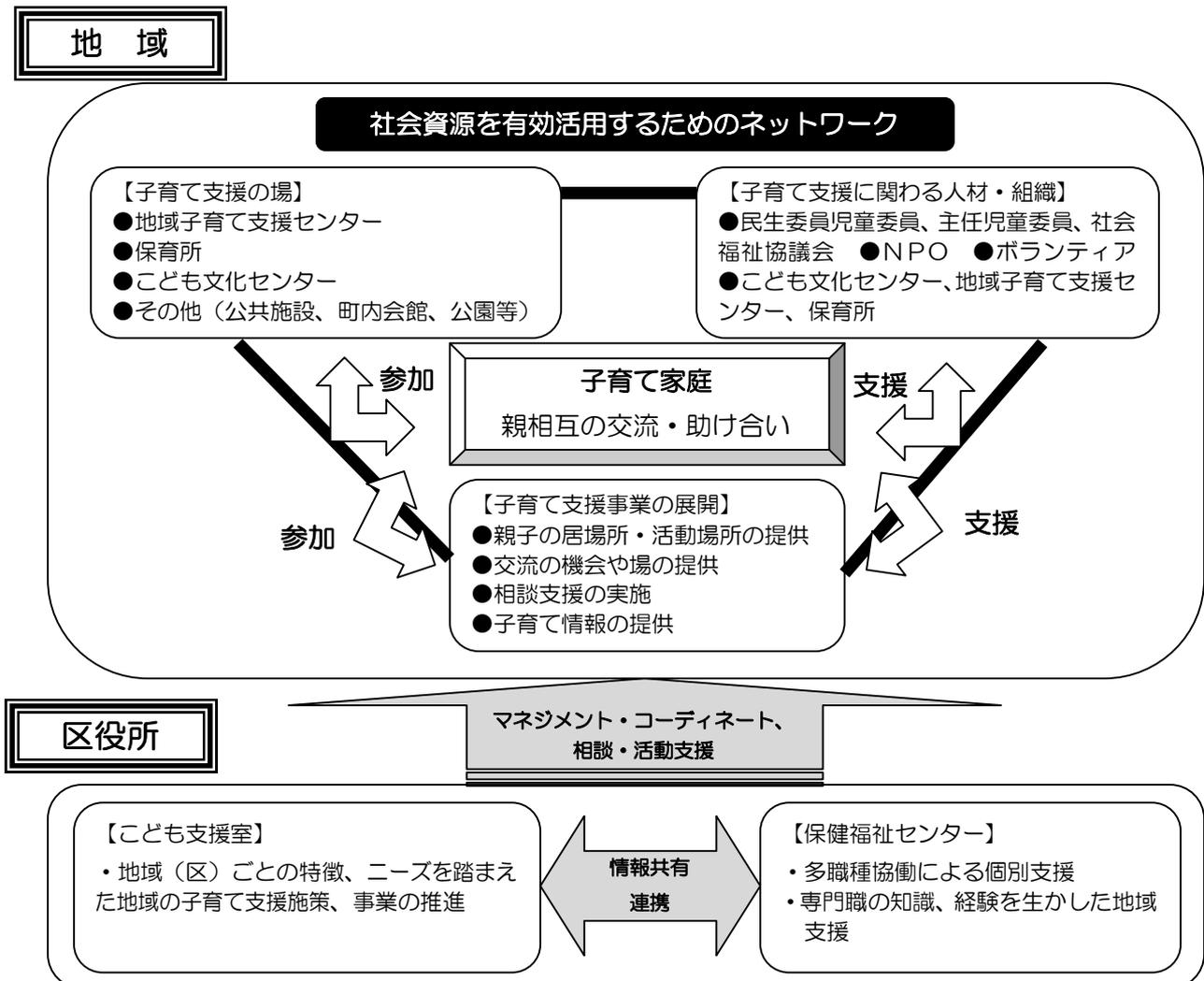
### 1 地域での子育て支援の充実

若い世代の転入増や核家族世帯の増加、都市化の進展により地域社会とのつながりが希薄となり、孤立感や負担感を持ちながら子育てをする家庭が増加しています。

このような家庭が育児不安に陥ることなく、安心して子育てを行うためには、行政による直接的・個別的な支援のみならず、地域で子育て家庭を温かく見守り、支援していくことが重要です。

そのために地域に身近な行政機関である区役所が、子どもや子育てを支援するために地域の社会資源（場、人材等）を有効に活用し、地域での子育て支援活動をマネジメント・コーディネートするとともに、地域の子ども・子育て支援に関わる様々な機関・団体が連携し、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進します。また、子育てサロン等地域での子育て支援活動がより充実するよう支援し、行政サービス等の情報を提供するとともに、適切な支援につなげられるよう関係機関等との十分な連携を図ります。

～地域における子育て支援に関わる社会資源との協働の仕組みづくり～



# 施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
地域の社会資源の有効活用	<p>●地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり</p> <p>■保育所併設型地域子育て支援センターの開設（2か所）</p>	<p>■地域子育て支援センター事業の運営の方向性を踏まえた運営手法の見直し</p>	<p>■「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画」との整合性を踏まえた事業推進</p>	→	事業推進
	<p>■ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力向上の推進</p>	→	<p>■「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画」との整合性を踏まえた事業推進</p>	→	事業推進
	<p>■子育て支援にかかわる関係機関・団体等とのネットワーク会議の開催</p>			→	事業推進
	<p>■子育てグループ等への各種支援及び連携</p>			→	事業推進
	<p>■育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応</p>			→	事業推進
	<p>■関係機関との連携による子育て家庭への支援の充実</p>			→	事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
地域の子育て支援にかかわる行政によるマネジメント・コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の子育て支援にかかる仕組みづくり</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の子ども・子育て支援に係る情報の把握・分析及び支援に向けた企画・調整</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ こども支援室が中心となり保健福祉センター等関係部署との連携による地域活動への支援</li> </ul>				事業推進
地域の子育てサロン等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て支援にかかわる機関との連携強化</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援の適切な情報提供、連携の充実</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ こども支援室及び保健福祉センターによる地域の子育て情報の収集・発信</li> </ul>				

## 2 虐待の発生予防策の推進

母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査事業等において、子育てに必要な情報提供を積極的に行うとともに、思春期からの保健教育の充実に努めます。また、育児不安等様々な相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援が実施できるよう相談支援体制の充実に努めます。

児童虐待防止について、市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めるため、関係機関等と協働しながら11月の「児童虐待防止推進月間」での啓発活動の充実に努めます。

### 施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度以降
育児不安・虐待リスクの軽減に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 思春期からの保健教育の推進及び妊娠期からの子育てに必要な情報提供</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小・中高等学校等での思春期保健相談の実施</li> </ul>				
妊娠期に必要な知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子健康手帳交付時等の機会をとらえた相談支援の充実</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦健康診査の受診勧奨及び子育てに必要な知識等の普及啓発</li> </ul>				事業推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊婦健康診査受診率の向上に向けた取組の推進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」との整合性を踏まえた事業推進</li> </ul>		事業推進	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母子健康手帳記載内容の充実及び乳幼児健康診査等母子保健事業を通じた普及啓発の推進</li> </ul>				事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実に向けた検討</p> </div>			→	事業推進
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 妊娠・育児に関する学習・実習（プレパパ・プレママ教室）の機会の提供</p> </div>			→	事業推進
子ども・家庭に対する適時・的確な支援の充実	<p>● 的確な相談・支援ニーズの把握と必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援の充実</p>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問等）等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握</p> </div>			→	事業推進
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 相談支援に従事する専門職の充実、業務ガイドラインの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化</p> </div>			→	事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ■産後ケア事業            による早期相談            支援の検討         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ■産後ケア事業            による早期相談            支援の実施         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ■産後ケア事業            による早期相談            支援の充実         </div>	→	事業推進
児童虐待防止に向けた普及啓発の充実	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ●児童虐待防止等            に向けた啓発活動             ■民生委員児童            委員・主任児童            委員等関係団体            と連携した啓発            活動の実施         </div>			→	事業推進

～参考～

○こんにちは赤ちゃん訪問とは・・・・・・・・

子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区保健福祉センターが主催する研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を提供します。

○産後ケア事業とは・・・・・・・・

産後4か月未満の母子を対象に宿泊によるショートステイや日帰りによるデイケアで母体や乳児のケア、育児の指導や相談などを行います。生後4ヶ月未満の子どもとその母親で、産後に育児不安や体調不良があり、家族などから援助が受けられない方を対象とした事業です。

○（仮称）子ども・子育て支援事業計画とは・・・・・・・・

市町村は、国の定める基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域・子ども支援事業の提供体制の確保その他子ども子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとしています。

本市では、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とし、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」、その他「子ども・子育て関連3法」に基づく取組について、地域のニーズを反映して策定することとしています。

### 3 早期発見・早期対応の充実

妊婦健康診査実施機関との連携を強化し、行政による支援が必要な妊婦への適切なアプローチを行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業を推進し乳幼児健康診査未受診者の状況を把握し、適切な対応を図ります。また、母子保健情報を一元的に管理し、子育て家庭の状況に合わせた的確な支援を提供できるよう活用するとともに、児童相談所や保健福祉センターとの日常的な連携はもとより、病院や保育園、学校等との連携により早期発見・早期対応に努めます。

虐待通告については、児童相談所と保健福祉センターがそれぞれの役割と機能を生かし連携して対応するとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関の円滑な連携・協力により要支援家庭に対する支援の定期的な進行管理と情報の共有を図り、適切な対応を図ります。

#### 施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
母子保健事業からの早期把握	<p>●妊婦健康診査実施医療機関との連携強化</p> <p>■要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実</p>				事業推進
	<p>●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問）の推進</p> <p>■乳児家庭全戸訪問の充実（90.0%実施）</p>	<p>■乳児家庭全戸訪問の充実（92.0%実施）</p>	<p>■「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」との整合性を踏まえた事業推進</p>	事業推進	
	<p>●乳幼児健康診査未受診者の状況把握と対応</p> <p>■乳幼児健康診査受診率の向上（全乳幼児健診受診率平均 90.0%）</p>	<p>■乳幼児健康診査受診率の向上（全乳幼児健診受診率平均 90.5%）</p>	<p>■乳幼児健康診査受診率の向上（全乳幼児健診受診率平均 91.0%）</p>		事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<p>■乳幼児健康診 査未受診者に対 する適切な支援 の実施</p> <p>●乳幼児健康診査 事業における健診 委託医療機関との 連携強化</p>				事業推進
	<p>■委託医療機関 との連携手法の 検討</p>	<p>■母子保健事業 の充実・強化を 踏まえた委託医 療機関との連携 手法の検討</p>	<p>■新たな手法に よる委託医療機 関との連携</p>		事業推進
	<p>■母子保健情報 の現状把握及び 活用状況の確認</p>	<p>■母子保健情報 の一元管理手法 の検討</p>	<p>■母子保健事業 の充実・強化を 踏まえた母子保 健情報の一元管 理手法の検討</p>	<p>■母子保健情報 の一元管理の実 施</p>	事業推進
	<p>■支援を必要と する家庭への養 育支援訪問の実 施</p>		<p>■「(仮称) 子ど も・子育て支援 事業計画」との 整合性を踏まえ た事業推進</p>		事業推進
病院・保育園・幼稚園・ 学校等との連携による 早期発見・早期対応	<p>●関係機関、児童相 談所、こども支援室 及び保健福祉セン ターとの連携</p> <p>■連携会議等を 活用した情報共 有の推進</p>				事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
地域による見守り体制の構築・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健福祉センターと民生委員児童委員等地域の支援者との連携強化</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催</li> </ul>				
虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童相談所と保健福祉センターの役割に基づく連携、個別ケースへの適切な支援</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び保健福祉センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認</li> </ul>				

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
要保護児童対策地域協議会の活用	<p>● 関係機関の円滑な連携・協力の確保</p> <p>■ 全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有の推進</p>				事業推進

～参考～

○児童家庭相談援助とは・・・

従来、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされていましたが、改正児童福祉法により平成 17 年 4 月から市町村が児童家庭相談に応じることが明確に規定され、市町村は家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題等を的確に捕らえ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うこととなりました。

○要保護児童対策地域協議会とは・・・

児童福祉法 25 条の 2 に規定される「地域のネットワーク推進」のための協議会です。要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るための「子どもを守る地域支援ネットワーク」です。また、児童虐待予防の観点から、平成 20 年から協議の対象が、要保護児童だけでなく要支援児童やその保護者、特定妊婦に拡大されました。

#### 4 専門的支援の充実・強化

被虐待児童に対しては、身体的・精神的発達に向けた支援や虐待のトラウマへの個別的なケア、生活環境の整備、将来の自立に向けた支援の充実を図り、また、保護者に対しては、虐待への認識や家族再統合の支援、親子の再虐待を予防する支援など専門的な支援の充実を図ります。

児童相談所及び区役所保健福祉センターがそれぞれの役割と権限に基づき専門性を発揮し、効率的・効果的なケースワークの進行管理を行いながら組織的な判断により個々のケースの状況に応じた適切な支援を行います。より高い専門性を求められる事例への対応にあたっては、精神保健福祉センターや障害者更正相談所などの専門機関と連携した支援を充実させるとともに、医師や弁護士など専門家と協力・連携した対応の充実を図ります。

#### 施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
児童及び保護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童に対する支援の充実</li> <li>■ 関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親等）の連携による専門的な支援充実</li> </ul>				→ 事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童相談所一時保護所運営に関するガイドラインの検討及び策定</li> </ul>				→ 事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者に対する支援の充実</li> <li>■ 関係機関（区役所、児童相談所及び医療機関等）の連携による専門的支援の充実</li> </ul>				→ 事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<p>■ 家族支援の充実</p>	<p>■ 家族再統合 (児童相談所) 及び家族支援 (保健福祉センター)の充実に 向けた検討</p>	<p>■ 家族再統合及 び家族支援の充 実</p>	→	事業推進
専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応	<p>● 児童相談所及び保健福祉センターでの専門職による支援の充実</p> <p>■ 各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践</p>			→	事業推進
ケースワークにかかわる組織的なフォロー体制の強化	<p>● 児童相談所及び保健福祉センターでの取組の強化</p> <p>■ 各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践(再掲)</p>			→	事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
効率的・効果的なケースワークの進行管理の充実	<p>● 児童相談所及び保健福祉センターでのケース進行管理手法の検証</p> <p>■ 児童相談所でのケース進行管理ソフトを活用したケース進行管理の実践</p> <p>■ 保健福祉センターでの「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践</p>	<p>■ ケース進行管理ソフトの児童相談所間でのネットワーク化の検討</p> <p>■ 「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践</p>	<p>■ ケース進行管理ソフトの児童相談所間での連携及び保健福祉センターとのネットワーク化の検討</p>	<p>■ ケース進行管理ソフトの児童相談所間での連携及び保健福祉センターとのネットワーク化の実施</p>	事業推進
総合的なアセスメントの強化	<p>● 児童相談所及び保健福祉センターでのリスクアセスメント指標の作成と活用</p> <p>■ リスクアセスメント指標の作成及び適切な支援の実施</p> <p>● 児童相談所及び保健福祉センターでの緊急受理会議等に基づく組織的アセスメントの実施</p> <p>■ 多職種協働による総合的な判断の実施</p>				<p>事業推進</p> <p>事業推進</p>

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<p>●児童相談所及び保健福祉センターでの組織的・総合的な再アセスメントの実施</p> <p>■多職種協働による総合的な判断の実施（再掲）</p>				事業推進
各種専門機関・専門家との連携強化	<p>●専門機関や医師、弁護士等専門家との協力、連携した対応の推進</p> <p>■療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進</p>				事業推進

～参考～

○リスクアセスメント指標とは・・・

児童虐待は、様々なリスク要因が絡み合って起こるものであるため、リスク要因を有する家庭をできるだけ早期に把握することが重要です。関係機関がリスク要因を持つ家庭の状況や問題点を共通で理解するとともに、重症度の判断や具体的な支援内容を認識するために、リスクアセスメント指標を活用します。

## 5 社会的養護の充実

支援を必要とする子ども達とのかかわりについて社会全体で社会的養護の必要性を理解するための啓発活動を充実させるとともに、家庭養護・家庭的養護を推進するなど社会的養護の「質」の向上に努めます。また、児童養護施設等の新設・改築を行い施設養護の充実を図るとともに里親会と連携・協力して里親制度を拡充し、里親支援の充実に努めます。

施設入所ではなく、家庭における見守りが必要なケースについては、児童相談所と児童家庭支援センターが連携し、必要な助言・援助を行うなど支援の充実に努めます。

### 施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
社会全体で子どもを育てる意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会的養護の意識啓発、「質」の向上に向けた取組の推進</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上のための支援の充実</li> </ul>			→	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国の指針に基づく社会的養護体制（家庭的養護の推進）の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「都道府県推進計画」に基づく計画の検討及び策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「都道府県推進計画」に基づく家庭的養護の推進</li> </ul>	→	事業推進

### ～参考～

#### ○都道府県推進計画とは・・・

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進に向けて、都道府県が調整を行った上で平成27年度を始期とする計画を策定します。この計画では社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進します。

#### ○児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）とは・・・

心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたって生き辛さを感じて心理治療を必要とする子ども達を、入所あるいは通所させて治療を行う施設です。子ども達の社会適応能力の育成を図り、将来健全な社会生活を営むことができるようになることを目指します。

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
児童養護施設等の施設 養護の充実	<p>●児童養護施設の新設</p> <p>■白山愛児園の開設・運営（児童養護施設1か所、児童家庭支援センター1か所併設）</p>				事業推進
	<p>■（仮称）南部総合児童福祉施設の建設</p>	<p>■開設・運営（児童養護施設1か所、児童家庭支援センター1か所併設）</p>			事業推進
	<p>●施設型ファミリーグループホームの充実</p> <p>■市内5か所での運営（中原1、宮前2、多摩2）</p>	<p>■施設型ファミリーグループホームの新設（1か所）</p>	<p>■施設型ファミリーグループホームの拡充</p>		事業推進
	<p>●児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）の整備</p> <p>■（仮称）こども心理ケアセンターの基本・実施設計</p>	<p>■建設工事</p>	<p>■開設・運営</p>		事業推進
	<p>●既存児童養護施設の改築</p> <p>■新日本学園改築の実施設計</p>	<p>■建設工事</p>	<p>■供用開始（児童家庭支援センター1か所併設・開設）</p>		事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<p>■川崎愛児園改築の基本設計</p> <p>●施設支援の充実</p> <p>■自立支援計画に基づく適切な支援の充実</p> <p>●子育て短期支援事業の拡充</p> <p>■白山愛児園開設に伴うショートステイ事業の実施（1か所）</p>	<p>■実施設計</p> <p>■（仮称）南部総合児童福祉施設開設に伴うショートステイ事業の実施（1か所）</p>	<p>■建設工事</p> <p>■（仮称）子ども・子育て支援事業計画との整合性を踏まえた事業推進</p>	<p>■供用開始（児童家庭センター1か所併設・開設）</p>	<p>事業推進</p> <p>事業推進</p> <p>事業推進</p>
里親制度の拡充と里親支援の充実	<p>●里親家庭の拡充</p> <p>■ふるさと里親登録家庭の拡充（登録数 48 組）</p> <p>■里親の登録数増加に向けた広報・啓発及び養育技術向上のための研修の実施（里親登録数 115 組、委託数 52 組）</p>				<p>事業推進</p> <p>事業推進</p>

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里親委託の推進</li> <li>■児童ファミリーグループホームの充実（3か所）に向けた取組の推進</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里親支援の充実</li> <li>■里親支援機関による里親支援の充実に向けた取り組みの推進</li> </ul>				事業推進
児童家庭支援センターによる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要な助言・援助及び継続的な見守りの実施</li> <li>■児童家庭支援センターによる子育て相談の実施</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童家庭支援センターの開設（1か所：白山愛児園併設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童家庭支援センターの開設（1か所：南部総合福祉施設併設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童家庭支援センターの開設（1か所：新日本学園併設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童家庭支援センターの開設（1か所：川崎愛児園併設）</li> </ul>	事業推進

～参考～

○ふるさと里親とは・・・

児童福祉施設等に入所している児童を短期間（概ね 10 日）ふるさと里親に委託し、家庭的雰囲気を経験させるとともに、里親委託の推進及び里親制度の普及を図ることを目的として実施しています。

○子育て短期支援（ショートステイ）事業とは・・・

保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、家庭で一時的に児童の育児が困難な場合に、原則、6泊7日以内で児童を預かる事業です。

## 6 地域連携・広域連携等の強化

各区役所を中心に町内会・自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した様々な施策を展開します。また、要保護児童対策地域協議会を活用して地域ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見・早期対応や実効性のある支援を実施します。

支援を行っている家庭が市域内はもとより、県内外に転居した場合は、虐待の再発防止と援助の継続性を担保するために、県内自治体との連携を強化するとともに県域を超えた広域連携を強化していきます。

### 施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
町内会・自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等による取組強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係団体等と連携した施策の展開</li> <li>■こども支援室及び保健福祉センターと子育て支援機関等との連携、事業施策の推進</li> </ul>			→	事業推進
要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の代表者会議を活用した市全域のネットワークの充実</li> <li>■児童家庭支援・虐待対策室による調整機関としての円滑な運営</li> </ul>			→	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区の実務者会議を活用した区レベルでのネットワークの充実</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保健福祉センターによる円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施</li> </ul>			→	事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
近隣自治体との連携強化・広域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内自治体との連携強化</li> <li>■ 5 県市共通ルールに基づく連携</li> </ul>			→	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県域を超えた広域連携の強化</li> <li>■ 児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携</li> </ul>			→	事業推進

～参考～

○5 県市共通ルールとは・・・

要保護児童等が転居後も支援が中断しないよう神奈川県内の市町村（政令市及び児童相談所設置市を含む）の要保護児童対策地域協議会調整機関の間における、県内での自治体を超える転居に伴う情報を提供する仕組みをいいます。

## 7 人材育成の推進

「第3次人材育成基本計画」、「第3次局別人材育成計画」に基づき、保健・医療・福祉等の専門職育成に関わる研修等を充実し、長期的な人材育成の仕組みを構築し、専門職の人材育成を着実に推進します。また、行政機関の職員とともに関係機関の職員の資質向上のための人材育成に取り組みます。

### 施策の目標

区 分	事業内容・目標				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度以降
専門職の育成にかかわる研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各所属における研修の取組</li> <li>■各職場・職種ごとの OJT、OFF-JT の実践</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種集合研修の実施</li> <li>■専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の推進</li> </ul>				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場交流研修の取組</li> <li>■児童相談所及び保健福祉センター間における新人・新任職員対象研修のあり方の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新人・新任職員に対する児童相談業務研修の実施</li> </ul>			事業推進

区 分	事業内容・目標				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度以降
専門職の長期的な人材育成	<p>●職種別人材育成の取組</p> <p>■「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進</p>				事業推進
	<p>●計画的なジョブローテーションの取組</p> <p>■「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの検討</p>	<p>■計画的なジョブローテーションの実施</p>			
関係機関における人材育成	<p>●要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関における人材育成の推進</p>				事業推進
	<p>■要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実</p>				

## 第5章 計画の推進に向けて

---

### 1 計画の推進にあたって

本市では、本事業推進計画の基となる「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を平成25年3月に策定しました。

さらに、平成25年4月には、児童虐待対策について関係機関が有機的に連携を図り、一貫性・継続性のある支援を提供するための体制整備を図るため「児童家庭支援・虐待対策室」を設置しました。

また、平成25年4月1日に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が施行され、条例の基本理念に基づき虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会を形成するため、子どもを虐待から守る様々な施策の推進に取り組んでいます。

一方、国においては平成23年の「民法等の一部を改正する法律」の施行等を受けて「子ども虐待対応の手引き」が昨年8月に改訂され、児童相談所と市区町村がより連携した取組を行うことが求められるなど、児童虐待への対応を強化することが求められています。

このような国の動向や本市の児童虐待の発生状況等子どもを取り巻く社会環境の変化にも適切に対応しながら、子どもの最善の利益に配慮し、子どもの安全を最優先に考えた虐待のないまちづくりを推進するため、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」における着実な事業の推進を図っていきます。

### 2 計画の推進体制

本市では、これまで児童相談所を中心に児童虐待対策への取組を推進してきました。

本計画の推進にあたっては、本市の児童虐待の発生状況等の変化に適切に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、庁内関係局・区で構成する「川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会」において、全庁的な対応を図りながら「子どもたちの笑顔」のあふれるまち かわさきの実現を目指した取組を推進していきます。

## 資料編

1	計画策定の経過	29
2	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画の策定及び検討体制	30
3	地域の子育て家庭のリスク状況（イメージ）と各専門部会での検討事項	31
4	川崎市子どもを虐待から守る条例	32
5	子育て支援・児童虐待対策推進委員会設置要綱	35
6	子育て支援・児童虐待対策推進委員会開催状況	38
7	各専門部会検討状況まとめ	39

## 1 計画策定の経過

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の策定にあたっては、庁内における検討体制「子育て支援・児童虐待対策推進委員会」に4つの専門部会を設置し、平成25年3月に策定した「児童家庭支援・児童同意虐待対策基本計画」を基にそれぞれ個別具体的な検討を行いました。

### 平成24年度の検討内容

#### 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針

##### 子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会 (H24.8~H25.1)

(委員会、幹事会、区こども支援部会、児度相談所部会、母子保健事業プロジェクト会議、母子保健部会、3部会合同部会)

##### 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針(案)策定

○平成25年1月30日 市民委員会(議会)へ報告

○平成25年1月31日~平成25年3月1日 パブリックコメント実施

##### 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針【策定】(H25.3)

○平成25年4月 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針の策定・公表

○平成25年5月 児童福祉審議会へ報告

### 平成25年度の検討内容

#### 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画

##### 子育て支援・児童虐待対策推進委員会 (H25.5~H26.1)

(幹事会、こども支援部会、母子保健部会、児童家庭支援部会、児童相談所部会、母子保健部会)

各専門部会からの中間取りまとめ (H25.9)

各専門部会検討内容取りまとめ (H25.12)

子育て支援・児童虐待対策推進委員会・幹事会 (H26.1~2)

##### 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画【策定】(H26.2)

○平成26年2月 議会(市民委員会)への説明

○平成26年2月 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針の策定・公表

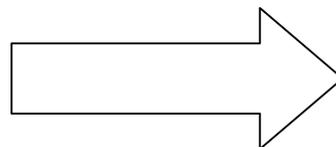
## 2 児童家庭支援・児童虐待対策推進計画の策定及び検討体制

### 《平成 25 年度の主たる取組》

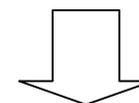
☆「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を踏まえた『事業推進計画』の策定

#### ◎ 基本方針の骨子

- 《方針1》地域での子育て支援の充実
- 《方針2》虐待の発生予防策の推進
- 《方針3》早期発見・早期対応の充実
- 《方針4》専門的支援の充実
- 《方針5》社会的養護の充実
- 《方針6》地域連携・広域連携等の強化
- 《方針7》人材育成の推進



### 7つの基本方針の具現化



事業推進計画による施策・事業の  
PDCA サイクル

### 《平成 25 年度の検討体制》

☆「子育て支援・児童虐待対策推進委員会」における継続した検討

⇒平成 25 年度の検討課題に合わせて4つの専門部会

#### 《こども支援部会》

(検討事項)

- 地域での子育て支援の充実  
⇒子育てに関する機関や地域の団体との連携
- ⇒区役所による子育て支援の仕組みづくり
- ⇒地域の子育てサロン等への情報提供のあり方

#### 《母子保健部会》

(検討事項)

- 虐待の発生予防策の推進
- 早期発見・早期対応の充実  
⇒IT化による妊娠期からの母子保健情報の管理手法の検討
- ⇒子育て家庭への的確な支援
- ⇒妊娠期から出産後のケアのあり方の検討と乳幼児健診の実施方法の見直し

#### 《児童家庭支援部会》

(検討事項)

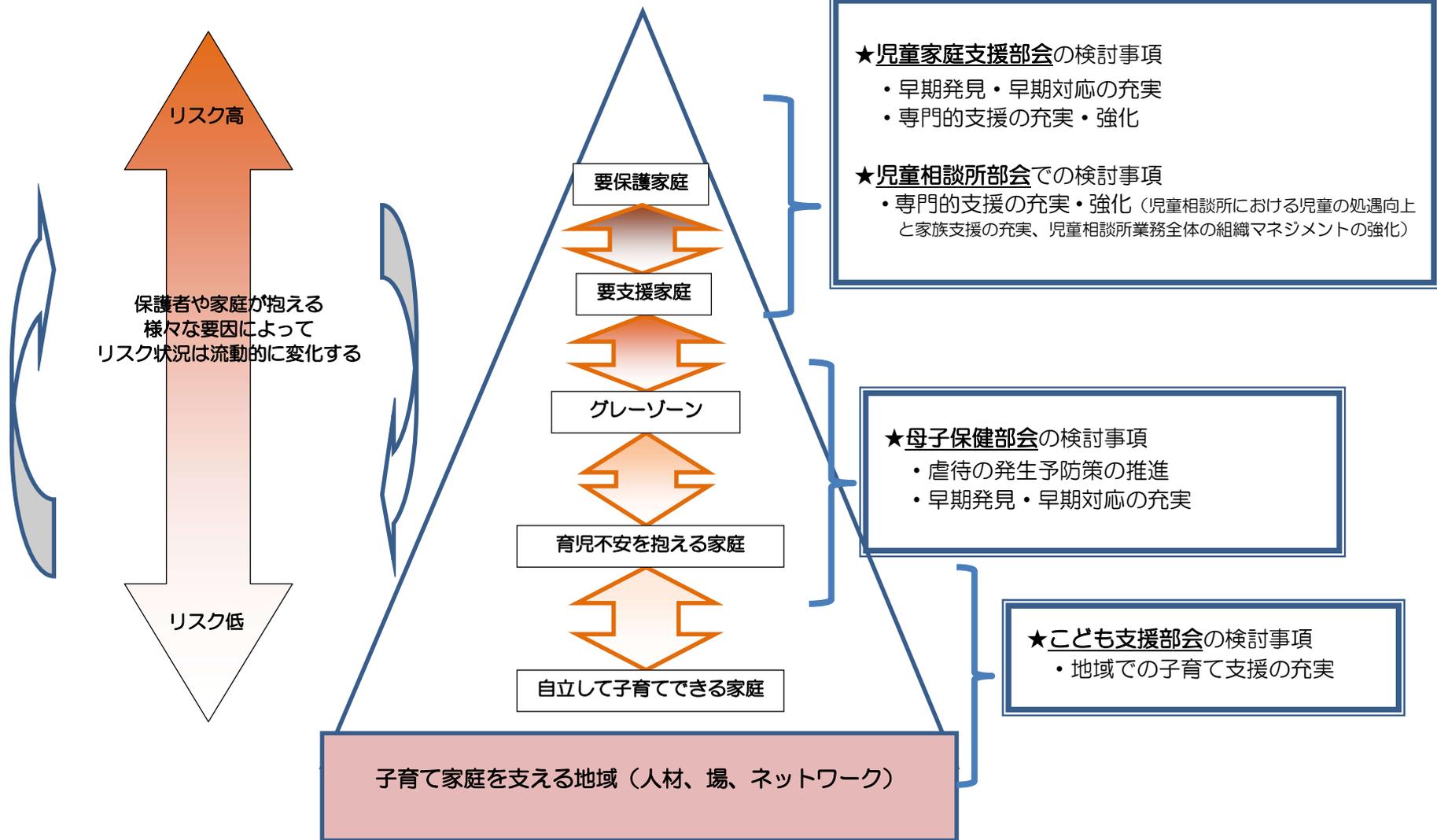
- 早期発見・早期対応の充実
- 専門的支援の充実・強化  
⇒ケース管理手法の検討
- ⇒保健福祉センターと児童相談所の連携手法の検討
- ⇒要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組

#### 《児童相談所部会》

(検討事項)

- 児童の処遇向上と家族支援の充実
- 業務全体の組織マネジメントの強化  
⇒児童及び保護者(家族)の個別ケアの相談・支援
- ⇒業務の全体把握を踏まえた迅速かつ的確な組織判断

### 3 地域の子育て家庭のリスク状況（イメージ）と各専門部会での検討事項



## 4 川崎市子どもを虐待から守る条例

平成 24 年 10 月 10 日条例第 46 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 区役所の機能の強化（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 未然防止（第 10 条～第 13 条）
- 第 4 章 早期発見及び早期対応（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第 16 条～第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する児童をいう。
- （2）保護者 法第 2 条に規定する保護者をいう。
- （3）虐待 法第 2 条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- （4）関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

##### （基本理念）

第 3 条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

- 2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。
- 3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

##### （市の責務）

第 4 条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

- 2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。
- 4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。
- 5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

##### （市民の責務）

第 5 条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

##### （保護者の責務）

第 6 条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

## 第2章 区役所の機能の強化

(区役所の体制の強化)

第8条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないように必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。

## 第3章 未然防止

(子育てに関する支援のための施策)

第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(子育てに関する情報の提供又は相談)

第11条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)

第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第13条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

## 第4章 早期発見及び早期対応

(早期発見のための環境整備)

第14条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

(通告に係る対応)

第15条 市民及び関係機関等は、法第6条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らなければならない。

2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも48時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。

- 4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。
- 5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。
- 6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。
- 7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

#### 第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援

(専門的な治療、心理療法等の支援)

第 16 条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

(保護者に対する再発防止のための指導)

第 17 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。

(子どもに対する教育支援)

第 18 条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

(里親等への支援の充実)

第 19 条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

(転出する場合の措置)

第 20 条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第 6 章 雑則

(市長の報告)

第 21 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し)

- 2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

## 5 川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における子育て支援及び児童虐待対策に関する取組を推進し、総合的かつ効果的な子育て支援体制の構築に向けて全庁的に協議、調整することを目的として、関係部局から成る川崎市子育て支援・児童虐待推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童相談所、区役所その他こども及び家庭にかかわる相談・支援機関の役割、機能、業務内容及び組織体制並びに各機関の連携に関すること。
- (2) その他子育て支援及び児童虐待対策に関し必要な事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職員の者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 5 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 6 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

(幹事会)

第4条 委員会を補佐するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、こども支援部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を委員会に出席させることができる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 幹事が、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

(専門部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、幹事長の推薦を受けて委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて総務局、総合企画局、財政局の担当する職員をもって、オブザーバーとして部会に参加させることができる。
- 6 部会長は必要に応じて学識経験者等をもってアドバイザーとして部会に参加させることができる。
- 7 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を、市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室に置く。

- 2 事務局は、委員会、幹事会及び各部会の庶務を処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会名簿

所 属 等	備 考
副市長	委員長
市民・こども局こども本部長	委 員
市民・こども局長	〃
総務局長	〃
総合企画局長	〃

財政局長	〃
健康福祉局長	〃
教育長	〃
川崎区長	〃
幸区長	〃
中原区長	〃
高津区長	〃
宮前区長	〃
多摩区長	〃
麻生区長	〃

## 別表第2（第4条関係）

## 川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会幹事会名簿

所 属 等	備 考
市民・こども局こども本部こども支援部長（児童家庭支援・虐待対策室長兼務）	幹事長
市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室担当課長	幹 事
〃 子育て施策部子育て支援課長	〃
〃 こども支援部こども福祉課長	〃
こども支援部こども家庭課長	〃
市民・こども局人権・男女共同参画室担当課長	〃
健康福祉局総務部庶務課担当課長	〃
教育委員会事務局学校教育部指導課担当課長	〃
市民・こども局こども本部こども家庭センター総合支援課長	〃
〃 子育て施策部こども企画課長	〃
〃 子育て施策部青少年育成課長	〃
〃 保育事業推進部保育課長	〃
市民・こども局区政推進部区調整課長	〃
総務局行財政改革室担当課長	〃
総合企画局都市経営部企画調整課長	〃
財政局財政部財政課長	〃
健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長	〃
川崎区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
〃 大師地区健康福祉ステーション担当課長	〃
〃 田島地区健康福祉ステーション担当課長	〃
幸区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
中原区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
高津区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
宮前区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
多摩区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
麻生区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃

## 6 子育て支援・児童虐待対策推進委員会開催状況

### ●委員会・幹事会

【事業推進計画策定、専門部会設置、スケジュール確認】

第1回幹事会開催 平成25年 5月28日(火)

第1回委員会開催 平成25年 6月11日(火)

【各専門部会からの中間報告】

第2回幹事会開催 平成25年 9月 4日(水)

第2回委員会開催 平成25年 9月17日(火)

【各部会検討事項まとめ、事業推進計画案確認】

第3回幹事会開催 平成26年 1月28日(火)

第3回委員会開催 平成26年 2月 4日(火)

### ●専門部会

【こども支援部会】

第1回開催 平成25年 6月 5日(水) / 第2回開催 平成25年 7月19日(金)

第3回開催 平成25年 8月22日(木) / 第4回開催 平成25年10月23日(水)

第5回開催 平成25年12月27日(金)

【母子保健部会】

第1回開催 平成25年 5月31日(金) / 第2回開催 平成25年 6月28日(金)

第3回開催 平成25年 7月31日(水) / 第4回開催 平成25年 8月28日(水)

第5回開催 平成25年10月18日(金) / 第6回開催 平成25年11月29日(金)

【児童家庭支援部会】

第1回開催 平成25年 6月 5日(水) / 第2回開催 平成25年 7月 2日(火)

第3回開催 平成25年12月 2日(月)

【児童相談所部会】

第1回開催 平成25年 6月14日(金) / 第2回開催 平成25年 8月12日(月)

第3回開催 平成25年12月 2日(月)

## 7 各専門部会検討状況まとめ

### 《こども支援部会》

関連する主な基本方針	
基本方針1 「地域での子育て支援の充実」	
検討内容	
◎地域で子育てを支える環境づくり 育児不安を抱えず、地域で自立し見守られながら子育てできる環境づくりを推進するために、地域に身近な区役所が中心となり地域の子育て支援に関わるマネジメント・コーディネートを行うとともに、地域の人材や団体との連携を強化し、地域の社会資源（場、組織・人材、子育て支援事業）を有効活用できるネットワークを構築する。	
検討まとめ	
別紙資料参照。	
検討経過及び検討内容	
第1回	平成25年6月5日 地域の子育て支援の目的と子育て支援に関わる社会資源
第2回	平成25年7月19日 地域で子育てを支える環境づくり
第3回	平成25年8月22日 地域で子育てを支える環境づくり
第4回	平成25年10月23日 地域で子育てを支える環境づくりとこども支援室の役割
第5回	平成25年12月27日 平成25年度こども支援部会まとめ
部会員名簿	
部会長	中村 孝也（こども本部子育て施策部長）
副部会長	太山 和枝（多摩区こども支援室担当課長）
部会員	寺嶋 仁子（川崎区こども支援室課長補佐）
	石倉 江理（幸区こども支援室担当係長）
	佐藤 美佳（中原区こども支援室担当係長）
	秋田 達也（高津区こども支援室担当課長）
	飯田 栄子（宮前区こども支援室担当課長）
	野村 浩子（麻生区こども支援室担当課長）
	鈴木 みどり（教育委員会学校教育部川崎区・教育担当指導主事）
	丸山 みつほ（こども本部保育事業推進部保育課担当課長）
	平山 宏子（こども本部保育事業推進部保育課担当係長）
	堀田 彰恵（こども本部こども支援部こども家庭課長）
	堀 浩司（こども本部こども支援部こども福祉課課長補佐・児童福祉係長）
	大原 芳信（こども本部子育て施策部こども企画課担当係長）
事務局長	山本 奈保美（こども本部子育て施策部子育て支援課長）
副事務局長	森田 喜巳子（こども本部子育て施策部子育て支援課課長補佐）
事務局員	藤原 千尋（こども本部子育て施策部子育て支援課担当係長）
	池田 幸（こども本部子育て施策部担当係長）



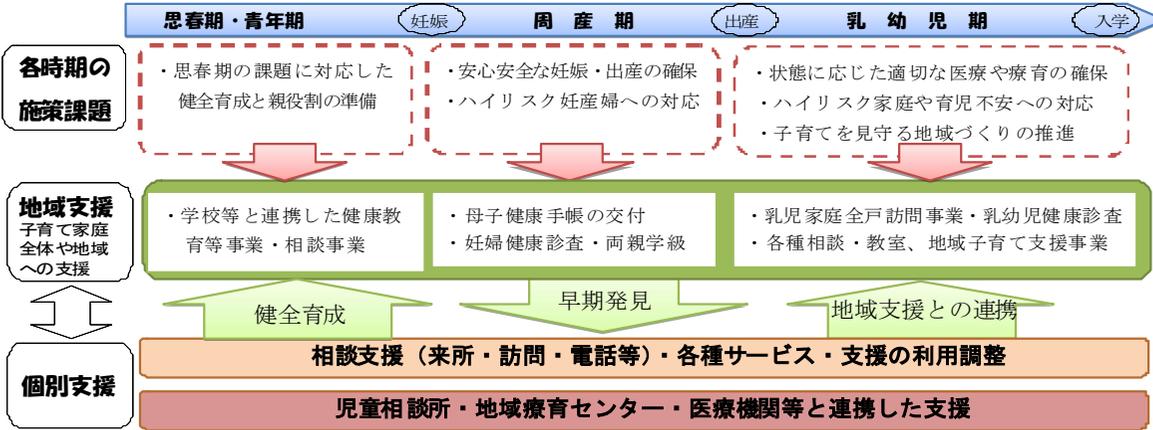
## 《母子保健部会》

<b>関連する主な基本方針</b>	
基本方針2 「虐待の発生予防策の推進」 基本方針3 「早期発見・早期対応の充実」	
<b>検討内容</b>	
<p>◎保健サービスのあり方の検討 子育ての課題、ライフスタイルや社会資源の変容、市民ニーズの実情を踏まえた、より効果的・効率的な事業推進にむけた保健サービスの新たな手法も踏まえたあり方を検討する。</p> <p>◎個別支援及び地域支援強化に向けた検討 妊娠期から全数を対象とする母子保健事業の特性を活用し、要支援家庭の把握と支援体制の充実を図る。</p> <p>◎母子保健情報の効率的な管理手法の検討 的確な支援の実施に向け、母子保健情報を効率的に管理するための方策について検討する。</p>	
<b>検討まとめ</b>	
別紙資料参照。	
<b>検討経過及び検討内容</b>	
第1回	平成25年5月31日 母子保健部会検討事項確認、母子保健業務の重点化の方策
第2回	平成25年6月28日 母子保健業務の重点化の方策
第3回	平成25年7月31日 母子保健業務再構築に向けた今後の乳幼児健康診査事業のあり方
第4回	平成25年8月28日 乳幼児健康診査事業の見直し
第5回	平成25年10月18日 乳幼児健康診査事業見直しに伴う課題への対応、妊娠期から産後の相談支援
第6回	平成25年11月29日 妊娠期から周産期の支援について、部会まとめ
<b>部会員名簿</b>	
部会長	林 さわ子（多摩区保健福祉センター所長）
副部会長	吉田 悦子（多摩区保健福祉センター児童家庭課長）
部会員	矢島 久枝（川崎区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当係長）
	山崎 みゆき（川崎区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任）
	山田 真理子（幸区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任）
	菅野 涼子（中原区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任）
	福川 祥子（高津区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	桜井 亮平（宮前区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	正木 久美子（多摩区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当係長）
	中村 すみ子（麻生区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当係長）
	梅澤 直美（こども本部こども家庭センター南部児童相談課担当係長）
	戸田 真司（健康福祉局健康安全部健康増進課担当課長）
	高梨 祥恵（健康福祉局健康安全部健康増進課担当係長）
	村山 智子（健康福祉局総務部庶務課課長補佐）
	渡邊 光俊（こども本部子育て施策部こども企画課長）
	大原 芳信（こども本部子育て施策部こども企画課担当係長）
事務局長	堀田 彰恵（こども本部こども支援部こども家庭課長）
副事務局長	永井 麻由美（こども本部こども支援部こども家庭課母子保健係長）
事務局員	金濱 大介（こども本部こども支援部こども家庭課職員）
	寺島 志保（こども本部こども支援部こども家庭課職員）

# 子育て家庭への的確な支援と子育てを見守る地域づくりに向けた母子保健事業の充実・強化

## 1 母子保健事業の全体像

- 健全育成から妊娠・出産・育児まで、専門的な見地から一貫して支援
- 全ての子育て家庭を対象とした保健サービスを基盤として、虐待等の未然防止、支援を必要とする家庭の早期発見、早期からの積極的支援に対応
- 母子保健の専門性をいかした個別相談や地域支援により子育て環境を整備



## 2 母子保健事業の課題

子育てを取り巻く状況

- 3歳未満の子どもの約7割が家庭で養育されている
- 子育て中の親の多くが孤立感、不安感を抱いている

(背景)

- ・核家族化・少子化の進行
- ・市外からの転入者の増加
- ・地域とのつながりの希薄化
- ・乳幼児と接する経験なく親となり育児のイメージのない人が増加。
- ・インターネット等による育児情報の氾濫
- ・子育てにかかる経済的負担の増加
- ・ひとり親家庭の増加

母子保健事業の課題

事業の特性を活用して、個別支援・地域支援の拡充を図ることが必要

事業の特徴

- ★全数対象
- ★重層的支援
- ★専門性

活用

拡充

個別支援

地域支援

## 3 母子保健事業の今後の方向性

子育ての課題、ライフスタイル、社会資源の変容、市民ニーズ等を踏まえて、**保健サービスの手法を検討し、個別支援と地域支援を充実・強化する**

保健サービスの新たな手法の検討

乳幼児の成長・発達に則した健康診査事業の実施及び要支援家庭の把握と支援の充実

- 医療技術が進歩し、周産期等の早い段階から異常が発見されやすくなったことや、予防接種法の改正等により地域のかかりつけ医を早期に持つことの必要性の高まりから、**乳幼児健診の時期と回数、方法等の現状と課題について検討する。**
- 妊婦・乳幼児健診の実施における**医療機関との支援連携システム**を構築し、支援の必要な家庭の把握と支援の充実を図る。

個別支援の強化

育児不安の軽減虐待リスク等の早期発見・早期対応システムの構築

- 育児不安の軽減に向けて、**妊娠、出産及び育児等に係る普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、産後の不安の高い時期における個別支援の充実**を図る。
- 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳児全戸訪問、乳幼児健診等から把握される**多くの情報を一元的に管理し、必要な支援の分析や健診未受診者等ハイリスク家庭の把握とアプローチを効率的、効果的に推進する。**
- 多様なニーズに対し柔軟かつ的確に対応するため、**多職種協働による継続的な個別支援の実施と母子保健事業の推進**を図る。

地域支援の強化

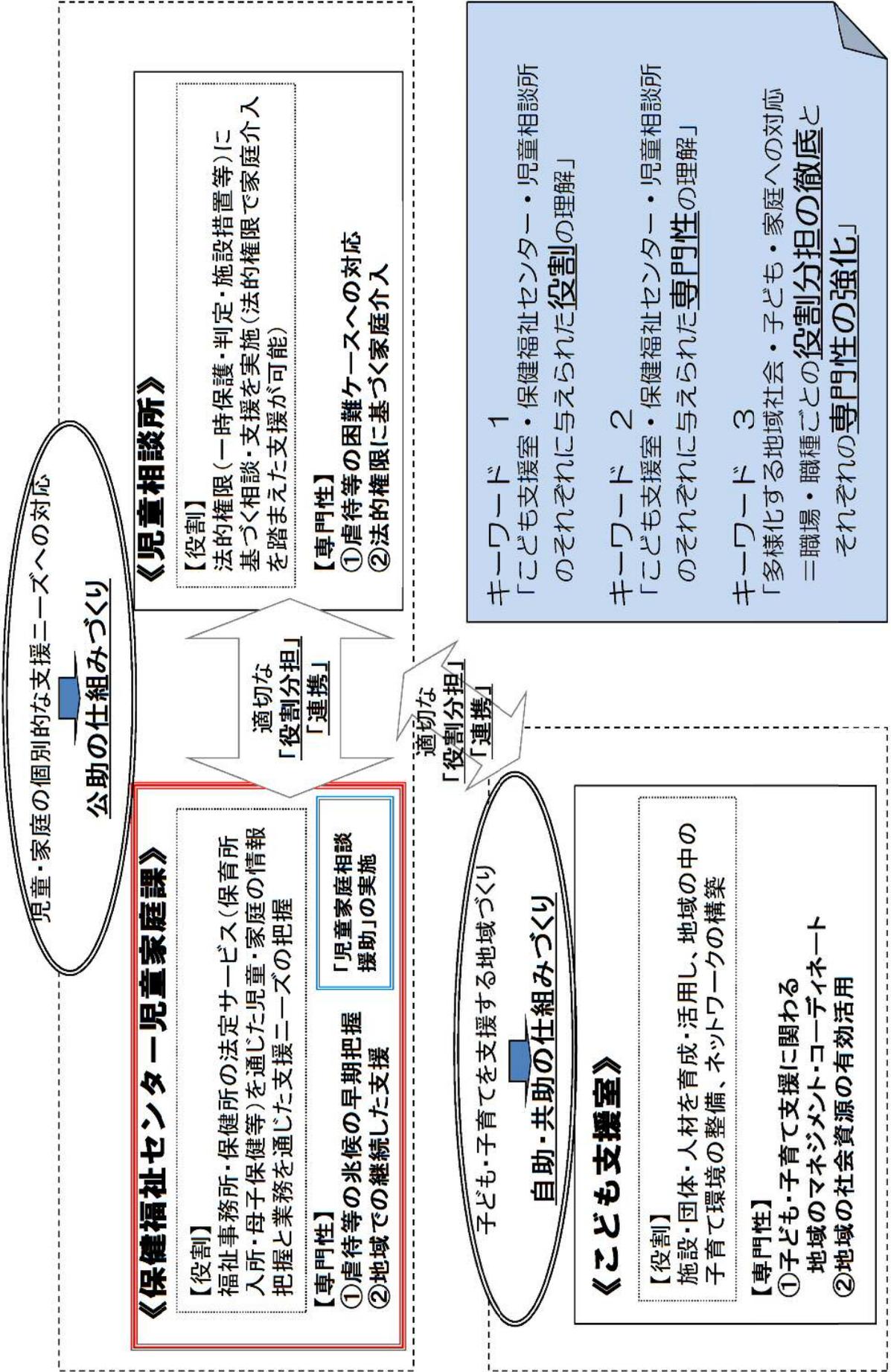
専門性を活かした地域の子育て関係団体への支援の充実

- 児童家庭課と子ども支援室との連携による施策の展開** 地域子育て支援センター等の社会資源が充実してきたことを踏まえ、関係部署が連携して地域の子育て関係団体・関係者への支援を行う手法により、子育て支援の質的・量的な拡充を図る。

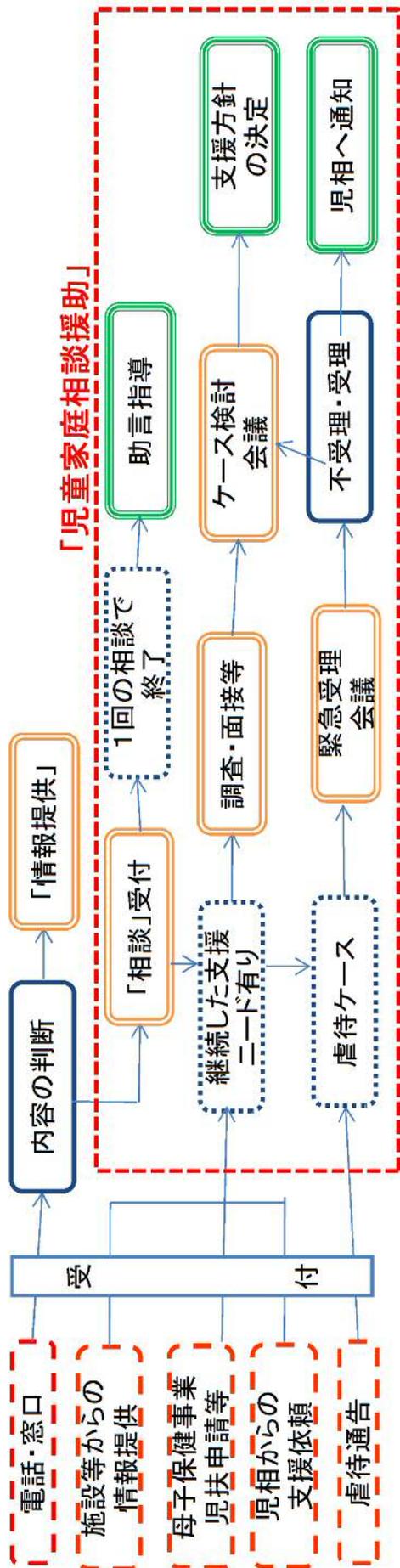
## 《児童家庭支援部会》

<b>関連する主な基本方針</b>	
基本方針3	「早期発見・早期対応の充実」
基本方針4	「専門的支援の充実・強化」
<b>検討内容</b>	
<p>◎ケース管理手法の検討          ケース管理手法を検討するとともに児童家庭課におけるケース管理のあり方及び考え方の整理を行う。</p> <p>◎ケース検討会議の定期的な実施          継続した支援の必要性の判断や担当職員の選任、アセスメント・支援方針等を決定するために、定期的にケース検討会議を実施する。</p> <p>◎要保護児童対策地域協議会による連携の強化          区代表者会議、連携調整部会、個別支援会議を通じ関係機関との連携を強化し、情報の共有を図る。</p>	
<b>検討まとめ</b>	
別紙資料参照。	
<b>検討経過及び検討内容</b>	
第1回	平成25年6月5日 区役所児童家庭課におけるケース管理
第2回	平成25年7月2日 区役所児童家庭課におけるケース管理
第3回	平成25年12月2日 平成25年度児童家庭支援部会まとめ
<b>部会員名簿</b>	
部会長	鹿俣 和氏（宮前区保健福祉センター副所長）
副部会長	佐藤 慎子（幸区保健福祉センター児童家庭課長）
部会員	松本 直子（川崎区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	高和 浩美（幸区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任）
	江渡 星子（中原区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	坂口 正浩（高津区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任）
	羽生 知子（宮前区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任）
	神津 陽子（多摩区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	堀口 康太（麻生区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	石田 博己（こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員）
	久保 知美（こども本部こども家庭センター中部児童相談所心理支援係長）
	加瀬 真樹子（こども本部こども家庭センター北部児童相談所職員）
	右田 佳子（健康福祉局総務部庶務課課長補佐）
	永井 麻由美（こども本部こども支援部こども家庭課母子保健係長）
	進藤 瞳太（こども本部こども支援部こども福祉課職員）
	大原 芳信（こども本部子育て施策部こども企画課担当係長）
事務局長	添島 節子（こども本部こども家庭センター総合支援課長）
副事務局長	保科 健（こども本部こども家庭センター総合支援課地域連携・虐待対策係長）
事務局員	宗田 基功（こども本部こども家庭センター総合支援課職員）
	石川 佳代子（こども本部こども家庭センター総合支援課職員）

# 平成25年度 児童家庭支援部会 まとめ



# 児童家庭相談サポート担当「児童家庭相談援助」の実施



## 《ケース管理手法の検討》

- ◎ ケース管理手法の検討・確認（児童家庭課におけるケース管理のあり方・考え方の整理）
- ◎ 相談帳票類の整理・作成（1回の相談で終了：相談票を使用 継続した支援：児童記録票の作成）
- ◎ ケース管理手法の検討に合わせた統計業務の整理（厚労省「福祉行政報告例」の「市町村児童相談」の統計）

## 《ケース検討会議の定期的な実施》

- ◎ 会議の開催頻度：原則として毎月1回以上は開催
- ◎ 会議内容：継続した支援の必要性（受理）の判断・担当職員の選任  
アセスメント・支援方針の決定・モニタリングの再アセスメント

## 《要保護児童対策地域協議会による連携の強化》

- ◎ 区代表者会議：関係機関の相互の役割の理解・実務者レベルでの関係性の確保・共通認識の醸成
- ◎ 連携調整部会：区⇄児相による定期的なケース進行管理（ケース情報の共有・連携方針の確認）
- ◎ 個別支援会議：個別ケースに係る関係機関の担当による具体的な支援内容の検討

## 《児童相談所部会》

<b>関連する主な基本方針</b>	
基本方針3 「早期発見・早期対応の充実」 基本方針4 「専門的支援の充実・強化」 基本方針5 「社会的養護の充実」	
<b>検討内容</b>	
<p>◎一時保護所の運営の見直し 保護所運営の多様性に対するバランスよい対応、保護所職員のアセスメント機能を強化する。</p> <p>◎里親支援の充実 里親登録数の増加に向けた対応及び里親支援の充実を図る。</p> <p>◎家族支援の取組強化 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメントの強化を図る。</p> <p>◎組織マネジメントの強化、総合的なアセスメント機能の強化 児童相談所進行管理ソフトを活用した児童相談所間での情報共有を徹底する。</p>	
<b>検討まとめ</b>	
別紙資料参照	
<b>検討経過及び検討内容</b>	
第1回	平成25年6月14日 児童相談所の専門的支援の充実・強化、児童相談所における諸課題の整理
第2回	平成25年8月12日 保護所運営に関するガイドラインに策定、家族再統合の取組強化に向けた論点整理
第3回	平成25年12月2日 平成25年度児童相談所部会まとめ
<b>部会員名簿</b>	
部会長	山口 佳宏（こども本部こども家庭センター所長）
副部会長	志村 礼子（こども本部こども家庭センター総合支援課担当課長）
部会員	出路 幸夫（こども本部こども家庭センター南部児童相談課担当係長） 豎月 智子（こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員） 白石 稔雄（こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員） 佐藤 麻美（こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員） 鎌田 智之（こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員） 春日 勉（こども本部こども家庭センター中部児童相談所担当係長） 永山 友里江（こども本部こども家庭センター中部児童相談所相談支援第2係長） 草野 美香（こども本部こども家庭センター中部児童相談所主任） 森山 茂（こども本部こども家庭センター中部児童相談所職員） 加藤 正伸（こども本部こども家庭センター北部児童相談所担当係長） 浅川 裕子（こども本部こども家庭センター北部児童相談所心理支援係長） 中村 直子（こども本部こども家庭センター北部児童相談所職員） 三ツ橋 愛（こども本部こども福祉課職員） 大原 芳信（こども本部こども企画課担当係長）
事務局長	添島 節子（こども本部こども家庭センター総合支援課長）
副事務局長	保科 健（こども本部こども家庭センター総合支援課地域連携・虐待対策係長）
事務局員	宗田 基功（こども本部こども家庭センター総合支援課職員） 石川 佳代子（こども本部こども家庭センター総合支援課職員）

# 平成25年度 児童相談所部会 まとめ

## 《児童相談所における専門的支援の充実・強化に向けた方向性》

※「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」の内容を踏まえて

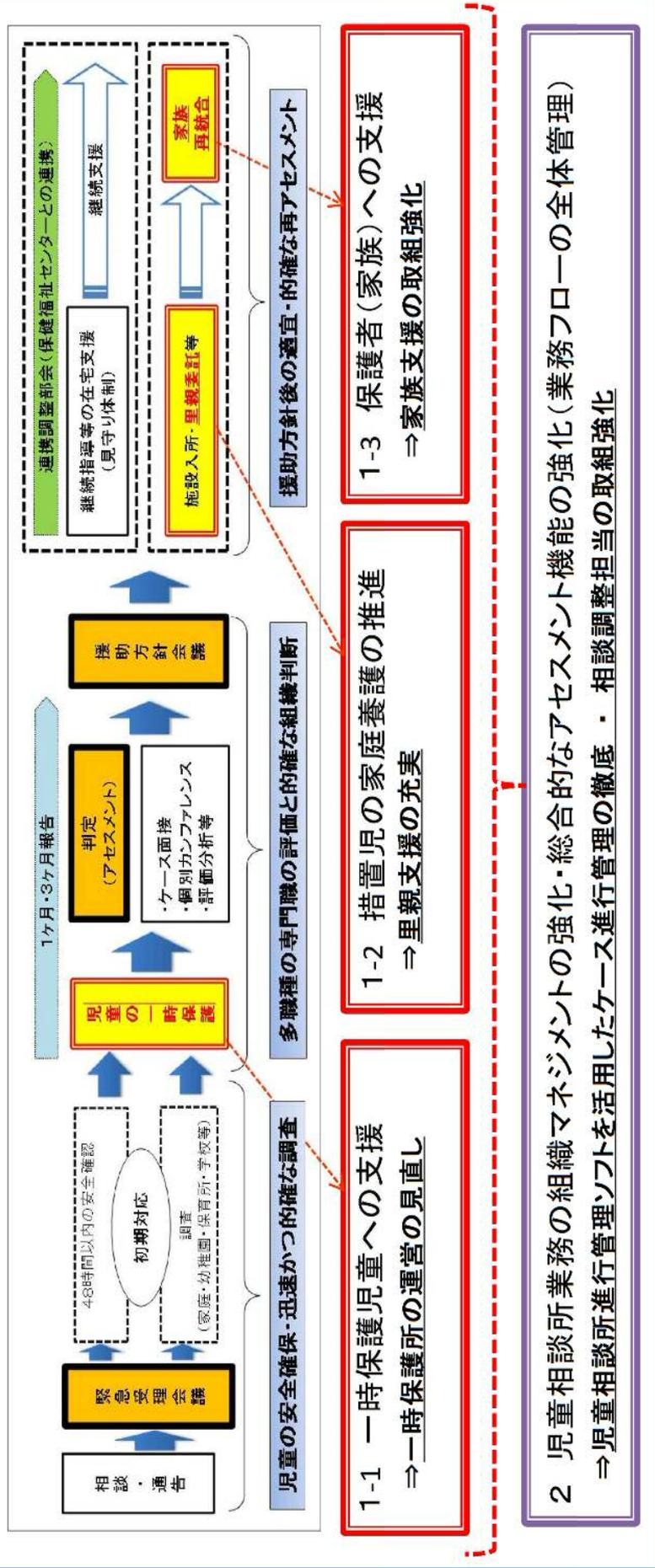
☆児童相談所における専門性の二面性

ニーズに基づく児童・保護者への支援(同意と承諾)⇨法的権限に基づく児童・保護者等への介入(同意不要・子の権利優先)

☆児童相談所における専門性強化のコンセプト

- 1 児童の処遇向上と家族支援の充実 ⇒ 児童及び保護者(家族)の課題に応じた二面性と個別ケアに重視した相談・支援
- 2 業務全体の組織マネジメントの強化 ⇒ 業務の全体把握を踏まえた迅速かつ的確な組織判断(ケース進行管理・アセスメント)

## 《児童相談所における相談支援の業務フローを踏まえた取組事項の重点化》



# 1-1 一時保護所の運営の見直し

## 《一時保護所の概要》

〔一時保護の目的〕

- 保護の側面：監護者不在、虐待等からの児童の安全確保
  - 判定の側面：適切な判定を行うための児童の行動観察
  - 里親等からのレスパイト及び振り返り目的の支援
- 〔一時保護の特性〕
- 保護の期間：原則として2ヶ月を超えてはならない
  - 保護の強行：必要に応じて保護の同意が不要
  - 行動の制限：学校の通学や外出等の行動に制限有り

## 【一時保護児童の支援の基本的な考え方】

(一時保護の特性を考慮しながら)

- 1 心身ともに、児童にとって安全・安心な生活の場であること
- 2 児童の心身の状況、児童自身の気持ちについて行動診断を行い、児童相談所のアセスメントに活かしていくこと

## 《一時保護所の課題》

- 1 **保護所運営の多様性**：生活⇄安全確保(運営の二面性)、年齢・性別・背景(虐待・非行・障害など)がそれぞれ異なる児童への援助
- 2 **行動観察の専門性**：保護所職員(児童指導員・保育士)のアセスメントに関わる役割とその専門性

## 《見直しの方向性》

- 1 **多様性に対するバランス良い対応**  
⇒多様な背景を持つ児童の個別性の尊重と、保護所全体の安定かつ公平な運営という、場合によっては相反する課題を克服
- 2 **保護所職員のアセスメント機能の強化**  
⇒児童相談所における総合的アセスメントの一翼を担う保護所の役割とその専門性を明確化

## 《方向性を踏まえた取組》

- 1 **保護所運営に関するガイドラインの策定**  
★「一時保護所ガイドライン」の策定  
★「緊急対応ガイドライン」の策定  
※平成25年度中の取組
- 2 **行動観察に関する専門性の強化に向けた検討**  
★行動観察に関する保護所職員の専門性の強化  
※平成26年度以降の取組

# 1-2 里親支援の充実

## 《里親制度の概要》

### 【里親の種類】

- ◎ 養育里親: 児童福祉法に基づく要保護児童の養育
- ◎ 専門里親: 専門里親研修を受講した里親
- ◎ 縁組里親: 養子縁組によって養親なることを希望する里親
- ◎ 親族里親: 3親等以内の扶養義務のある親族であり、  
監護する者の死亡などにより養育が期待  
できない児童の養育を行う里親
- ◎ ふるさと里親: 長期休暇等を利用して、施設等で生活  
している子どもの養育を行う

### 【側面1】

- 家庭での養育が困難な子どもに対して、家庭環境のもとで養育
- 個別的・継続的な人間関係による愛着形成
- ☆ 里親は家庭で養護する理想的な形態の社会的養護

### 【側面2】

- 里親が持つ子どもに対する愛情とボランティア精神に基づく制度
- 児童福祉・社会的養護の専門性を個人の力に委ねている
- ☆ 里親の個人の資質に頼っている制度

## 《里親制度の現状の課題》

- 1 委託可能な里親の不足: 里親の高齢化やマッチングの問題により里親への児童の委託率は約50%
- 2 日常的・専門的な支援の必要性: 被虐待児や発達障害等、専門的な養育が求められる児童の増加

## 《里親制度の充実に向けた方向性》

- 1 里親登録数の増加に向けた対応  
⇒ 家庭養護を必要とする児童に適切な生活環境を確保するため、里親登録数の増加を図る。
- 2 里親支援の充実  
⇒ 里親の孤立化の防止、養育困難な児童に対する里親へのフォローの強化

## 《方向性を踏まえた取組》

- ★ 新規登録に向けた広報・啓発の強化
  - ★ ふるさと里親の拡充
  - ★ 未委託里親の状況把握
- 
- ★ 児童相談所による委託推進体制の充実
  - ★ 里親支援機関の充実、関係機関による連携の強化  
⇒ 相談体制の充実・里親研修の実施

# 1-3 家族支援の取組強化

## 《家族支援の必要性》

### 【保護者(家族)支援の基本的な考え方】

- ◎児童の安全と健全な成長・発達を保障するため、児童相談所に家庭分離の法的権限を付与
- ◎しかしながら、児童の養育の場は家庭が基本原則であり、家族再統合に向けた家族支援は行政の責務

### 【H16虐待防止法改正】

- ◎「親子の再統合の促進への配慮」について行政の責務を明記
- 【H20厚労省通知】
- ◎「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」
- 【H23川崎市児童福祉審議会報告】
- ◎措置解除時のアセスメント及び保護者支援の必要性を指摘

## 《家族再統合の課題》

- 1 保護者への個別的な支援：虐待の事実を受け止め、子どもと再度向き合うための支援が必要  
⇒個別的かつ丁寧なプログラムに基づく継続的な保護者支援が必要
- 2 家庭復帰の的確な判断：虐待再発のリスクが伴うので、家庭復帰には十分な見極めが必要  
⇒複数の職員によるチームアプローチと十分な組織判断が必要

## 《家族支援の方向性》

- 1 保護者支援の個別プログラムの充実
  - 子育ての再学習 ●親子関係の修正・改善
  - 地域での安定した生活に向けたプログラム
- 2 家庭復帰に向けたアセスメントの強化
  - 家庭復帰に向けた安全なステップと一貫した支援
  - チームアプローチと組織判断の徹底

## 《方向性を踏まえた取組》

- ★家族支援の充実に向けた保護者支援プログラムの事業化(具体化)
- ★家庭復帰に向けた事例の積み上げと再統合プログラムの検証
- ★家庭復帰に向けたアセスメントのルール化

- ☆上記3点の取組を推進するために、こども本部・児童相談所・保健福祉センターが一体となって検討
- ☆児童相談所における取組の明確化

# 1-4 組織マネジメントの強化・総合的なアセスメント機能の強化

## 《児童相談所が行う高度な相談対応》

相談対応は、児童・保護者の生育史・医療情報・家庭情報・地域環境・関係機関の関わりなど、あらゆる背景を1つずつ紐解くことから始まる。  
 そして、児童・保護者やそれらを取り巻く関係機関との関係性を最大限築き上げながら支援を行う一方、場合によっては、家庭状況の変化等によって即座に家庭介入・親子分離などケースとの関係性を崩しながらも、法的権限を活かした対応を行う。

### ★幅広い専門性(知識)

- ※法律・制度・福祉 & 保健医療等の専門性
- ★優れた調整能力
- ★迅速かつ的確な判断(決断)能力

## 《児童相談所業務の充実に向けた基本的な考え方》

- 1 児童相談所業務の組織マネジメント(ケースワークの全体管理)
  - ◎強度の家庭介入や対応困難事例など、重要な局面で組織として迅速かつ的確な判断を行うために、個々のケースワークの全体像を効率的・効果的に把握して管理する。
- 2 総合的なアセスメント(多角的な視点に基づく評価)
  - ◎児童・保護者等に対する援助方針を決定する過程で、児童相談所の多職種の専門職(児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、OT、PT、ST等)が評価を行う。

★『ケースワークの全体管理』・『多角的な視点に基づく評価』のための有効な手段

### 児童相談所進行管理ソフトの活用

## 《児童相談所進行管理ソフトの特徴》

- 「収集すべき情報の標準化: 情報管理」
- 「的確なリスクアセスメント: 虐待リスク管理」
- 「対応経過の『見える化』: プロセス管理」
- 「意志決定の『見える化』: 意思決定管理」
- ⇒日々変化するケース状況の組織的進行管理

### 【現状の課題】

- ◎3児相が行うケース進行管理手法、業務フローの統括管理
- ◎児童・家庭に対する医療専門職・保護所・家族支援チームによる評価の連携強化
- ◎市内転居時の迅速かつ効果的な情報共有

## 《課題解決に向けた取組》

- ★各児童相談所それぞれに導入している児童相談所進行管理ソフトを活用した児相間の情報共有の徹底
- ⇒児童相談所進行管理ソフトの3児相ネットワーク化

## 《ネットワーク化の効果》

- ◎各児童相談所の実情把握と業務統括管理の徹底
- ◎多職種の評価をタイムリーに連携させ、児童・保護者に関する情報を全て集約させた上で、迅速かつ的確な援助を決定する。





KAWASAKI CITY  
川崎市

2014（平成26）年2月  
川崎市

（問合せ先）

川崎市市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室

電話：044-200-0084

FAX：044-200-3638

E-mail：25zidoka@city.kawasaki.jp



オレンジリボンには  
児童虐待を防止するというメッセージが込められています。